

山口県警察の交通機動隊に関する訓令

昭和50年4月1日

本部訓令第2号

山口県警察の交通機動隊に関する訓令を次のように定める。

山口県警察の交通機動隊に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察の交通機動隊(以下「隊」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 隊は、機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ、主要道路における交通の安全と円滑を図るため、交通秩序維持の中核として、交通の指導取締り、交通整理及び交通事故発生時の初動活動を行うとともに、車両を使用する広域犯罪の捜査と検挙、緊急配備等への対応、その他警察本部長(以下「本部長」という。)が命ずる警察活動を行うものとする。

(名称、位置及び活動区域)

第3条 隊の名称、位置及び活動区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 活 動 区 域 |
|-----------------|-------|---------|
| 山口県警察本部交通部交通機動隊 | 防 府 市 | 県 下 全 域 |

(応援出動)

第4条 警察署長は、隊の応援を必要とするときは、派遣日時、派遣場所、派遣人員及び応援を必要とする理由を具して本部長に要請するものとする。

2 隊員が警察署に応援出動した場合は、当該警察署長の指揮を受けて活動するものとする。

(教養訓練)

第5条 隊長は、隊員及び交通機動隊の職を兼ねる警察署員(以下「兼務隊員」という。)に対し、隊の活動に必要な教養訓練を行わなければならない。

2 隊長は、前項の規定により教養訓練を行うに当たっては、関係する警察署長と協議し、日程を調整しなければならない。

(特別訓練)

第5条の2 本部長は、交通取締り用自動二輪車の運転に係る高度の技能及び指導能力を習得させるため、別に定めるところにより、特別訓練員を指名し、特別訓練を行うものとする。

(連絡共助)

第6条 隊長は、関係する部長及び課長(監察官室長、科学捜査研究所長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長を含む。以下同じ。)並びに警察署長と常に緊密な連絡を保ち、隊の効果的な運用を図るものとする。

2 部長及び課長並びに警察署長は、隊の活動に積極的に協力するものとする。
(合同指導取締り等)

第7条 隊長は、兼務隊員が属する警察署と緊密な連携を図り、当該警察署と
合同で指導取締り等を計画的に実施するものとする。

(活動計画及び勤務指定)

第8条 隊長は、あらかじめ月間の活動計画を立て、隊員に指示するとともに、
関係する課長及び警察署長に通報するものとする。

2 隊長は、活動計画に基づき、隊員の勤務を指定するものとする。

(勤務制)

第9条 隊員の勤務は、山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇
に関する訓令(平成7年山口県警察本部訓令第10号)第2条に規定する通
常勤務及び毎日勤務とする。

(活動形態)

第10条 隊の通常の勤務は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 機動警ら勤務

指定された路線を機動警らし、交通の指導取締り、交通の整理及び車両を
使用する広域犯罪の捜査、検挙を行う。

(2) 検問勤務

必要と認める場所において検問を行い、交通の指導取締り及び車両を使用
する広域犯罪の捜査、検挙を行う。

(3) 在隊勤務

隊において通信連絡、書類整理等諸般の業務を行う。

2 隊は、前項各号に定めるほか、緊急配備等への対応、初期的捜査活動その
他特命事項としての警備活動、応援出動等特別の勤務を行うものとする。

(緊急配備等)

第11条 隊員は、緊急重要事件又は要急事件が発生し、緊急配備等の指令を受
けたときは、指定された方法により勤務するものとする。

2 隊員は、前項以外の緊急事件手配を受けたときは、現在地又は事件の内容
等に応じ、現場急行、重点警ら、検問その他必要と認められる活動を行うも
のとする。

(初期的捜査活動)

第12条 隊員は、勤務中に事件の急訴を受け、又は発生を認知したときは、速
やかに発生地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)に通報
するとともに、隊長に報告し、併せて次に掲げる初期的捜査活動を行うもの
とする。

(1) 負傷者の救護及び現場保存

(2) 被疑者の逃走経路が判明した場合は、その追跡捜査

(3) 現場及びその付近における目撃者、参考人の発見、確保

2 前項の捜査活動の状況、捜査資料等は、隊長の指揮を受けて速やかに所轄
警察署長に引き継ぐものとする。

(交通事故現場の措置)

第13条 隊員は、勤務中に交通事故を現認し、又はその届出を受けたときは、負傷者の救護、現場保存、交通整理等応急の措置を講ずるとともに、所轄警察署長に通報し、所轄警察署員の臨場を待って引き継ぐものとする。

(事件の処理)

第14条 隊員は、勤務中に取り扱った事件は、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 交通反則切符又は点数切符により告知した道路交通法違反事件については、速やかに関係書類を作成し、隊長に報告すること。

(2) 前号の事件以外の事件を取り扱ったときは、隊長の指揮を受け、速やかに関係する警察署長に引き継ぐこと。

(交通の安全等に対する措置)

第15条 隊員は、道路及び橋の状況、道路標識その他の交通安全施設の設置状況等を確認し、交通事故防止上必要があると認めるときは、応急の措置を講じて速やかに隊長に報告するとともに、関係する警察署長へ通報するものとする。

(勤務日誌等)

第16条 隊員は、勤務状況を勤務日誌に記録しなければならない。

2 隊に日誌を備え付け、勤務状況を記録しなければならない。

(勤務心得)

第17条 隊員は、別に定める勤務心得を守らなければならない。

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、隊について必要な事項は、別に定める。